

# 認証の詳細

## <金属板製なべ>

### － 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合
  - 表 1 : 製造設備基準
  - 表 2 : 検査設備基準
  - 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
  - 表 4 : 型式確認申請手数料
  - 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
  - 表 6 : 型式確認試験の有効期限
  - 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
  - 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
  - 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）
  
2. ロット認証による SG マーク表示の場合
  - 表 10 : ロット認証の委託検査機関
  - 表 11 : ロット認証の申請手数料
  - 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

## 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 材料切断設備	1. 適切に切断ができること。
2. 合成樹脂成形設備 (ただし、合成樹脂部品を製造する場合に限る)	2. 適切に成形ができること。
3. プレス加工設備	3. 適切にプレス加工ができること。
4. 焼き鈍し加工設備 (ただし、製造工程上焼き鈍し加工を要する場合に限る)	4. 適切に焼き鈍し加工ができること。
5. 穴あけ加工設備 (ただし、製造工程上穴あけ加工を要する場合に限る)	5. 適切に穴あけ加工ができること。
6. 表面研磨加工設備 (ただし、製造工程上表面研磨加工を要する場合に限る)	6. 適切に表面研磨ができること。
7. めっき処理加工設備 (ただし、製造工程上めっき処理加工を要する場合に限る)	7. 適切にめっき処理ができること。
8. 塗装加工設備 (ただし、製造工程上塗装加工を要する場合に限る。)	8. 適切に塗装加工ができること。
9. 洗浄設備	9. 適切に組立ができること。
10. 溶接加工設備 (ただし、製造工程上溶接加工を要する場合に限る。)	10. 適切に溶接加工ができること。

<p>11. かしめ加工設備 (ただし、製造工程上かしめ加工を要する場合に限る。)</p> <p>12. 組立て設備</p> <p>ただし、合成樹脂成形設備、焼き鈍し加工設備、めっき処理加工設備、塗装加工設備及び洗浄設備により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備の一部若しくは全部を備えることを要しない。</p>	<p>11. 適切にかしめ加工ができること。</p> <p>12. 適切に組立て加工ができること。</p>
--	---

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. 寸法測定設備	1. ダイヤルゲージ (5mm まで測定できるもの)、マイクロメータ (25mm まで測定できるもの)、ノギス (150mm まで測定できるもの)、ハイトゲージ (10mm まで測定できるもの)、円筒ゲージ (10mm まで測定できるもの)、金属製直尺 (300mm まで測定できるもの) 及び角度計を備えていること。
2. 耐久性試験設備	2. 繰り返し荷重試験機 (金属板製なべに関する SG 基準の項目 2 取っ手の繰り返し強度に規定する性能を有するもの)、木製あて板 (厚さ約 10mm) 及びハイトゲージ (50mm まで測定できるもの) を備えていること。
3. 耐荷重試験設備	3. 荷重試験機 (金属板製なべに関する SG 基準の項目 3 取っ手の対荷重に規定する性能を有するもの) 及びハイトゲージ (50mm まで測定できるもの) を備えていること。
4. 安定性試験設備	4. 傾斜版、分度器 (15 度まで測定できるもの) を備えていること。

<p>5. めっき厚測定設備</p> <p>6. 耐熱試験設備</p> <p>7. 耐燃焼性試験設備</p> <p>8. 煮沸試験設備</p> <p>9. 耐摩耗試験設備</p> <p>10. 燃焼性試験設備</p> <p>ただし、耐久性試験設備、めっき厚測定設備、耐熱試験設備、耐摩耗試験設備について、その試験技術の状況により試験することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。</p>	<p>5. 電解式膜厚計又は顕微鏡、研磨機を備えていること。</p> <p>6. 老化試験機又は乾燥器（150℃まで温度上昇できるもの）及び水槽を備えていること。</p> <p>7. 実験用スタンド、バーナー、支持台ふるい及びストップウォッチ。</p> <p>8. ガラス製煮沸容器、ガラス製支持台、バーナー及び時計皿</p> <p>9. ステンレス鋼製ターナー（材質 18-8 ステンレス、板厚約 0.5mm、接触面の幅 60~70mm）、重り（280g±20g）及び治具を備えていること。</p> <p>10. ストップウォッチ及び温度計</p>
--	---

表3：型式区分（ロット認証と共通）

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
形状	(1) 両手なべのもの (2) 片手なべのもの
本体の材料	(1) ステンレス鋼製のもの (2) 銅又は銅合金製のもの (3) 炭素鋼製のもの (4) その他のもの
ふたの材質	(1) ガラス製のもの (2) その他のもの

取っ手の材質	(1) 合成樹脂製のもの (2) その他のもの
--------	----------------------------

表 4 : 型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請手数料 11,000 円/型式（税抜 10,000 円/型式） ※外国からの送金は税抜の手数料です。</li> <li>・ 金属材料 JIS 試験、及び材料試験（食品衛生法 370 号）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。</li> </ul>	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名：一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account : 300447 Beneficiary Name: Consumer Product Safty Association (Swift Address) BOTKJPJT
委託検査機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 一般財団法人日用金属製品検査センター 39,600 円（税抜 36,000 円）</li> </ul>	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。  
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	◆一般財団法人日用金属製品検査センター <本部> 〒959-1277 新潟県燕市物流センター1-9 TEL. 0256 (62) 3131 FAX. 0256 (62) 3879	2 個/型式 製品形態及び試験項目 により試料数を追加す る場合があります。

表 6 : 型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より 2 年間
------------

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マークの表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを見やすい位置に貼付します。 本体に貼付する場合、台紙の寸法は 22mm×22mm です 交付単位は 50 枚です。 取扱説明書に貼付する場合、台紙の寸法は 17mm×17mm です。 交付単位は 50 枚です。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図 1 協会支給 SG ラベル</p> </div> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後 「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り 込んでください。 申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が 指定する場所に SG ラベルを送付します。</p>
自社表示方式  ※自社表示する場 合は、製品安全協会 に事前の記載情報	<p>図 2 に示す SG マークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又 は浮き出しで表示します。</p>

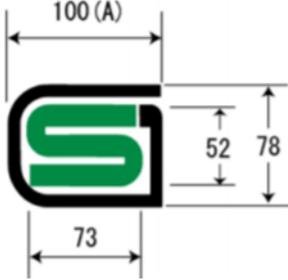
<p>登録が必要となります。</p>	<div style="text-align: center;">  <p>図2 自社表示</p> </div> <p>寸法：Aを100としたときの比率で表しており、Aは8.0mm以上です。</p> <p>色彩：二色又は単色とする。</p> <p>※図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>原則1か月ごとに表示実績を報告してください。 このとき同時に表8の手数料を振り込んでください。 手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。</p>
--------------------	--

表8：工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料  
SGマーク（SGラベル）の代金（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	2.75円/個（税抜2.5円/個） ※1 SGラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱UFJ銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より 5 年間
------------

## 2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10：ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	◆一般財団法人日用金属製品検査センター
	<本部> 〒959-1277 新潟県燕市物流センター1-9 TEL. 0256 (62) 3131 FAX. 0256 (62) 3879 <大阪事業所> 〒537-0014 大阪市東成区大今里西 4-22-4 TEL/FAX. 06 (6972) 1653

表 11：ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先								
一般財団法人 日用金属製品 検査センター	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） 39,600 円（税抜 36,000 円）  ・材料試験（金属材料 JIS 試験）（食品衛生法 370 号）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。  ※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。  (2) 同等性検査（①+②+③） ① 2.75 円/個（税抜 2.5 円/個） ② ロットの大きさ毎の額 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>ロット数</td> <td>検査料</td> </tr> <tr> <td>160 以下</td> <td>3,300 円（税抜 3,000 円）</td> </tr> <tr> <td>161～650</td> <td>5,500 円（税抜 5,000 円）</td> </tr> <tr> <td>651～1,600</td> <td>11,000 円（税抜 10,000 円）</td> </tr> </table> ③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	ロット数	検査料	160 以下	3,300 円（税抜 3,000 円）	161～650	5,500 円（税抜 5,000 円）	651～1,600	11,000 円（税抜 10,000 円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
ロット数	検査料									
160 以下	3,300 円（税抜 3,000 円）									
161～650	5,500 円（税抜 5,000 円）									
651～1,600	11,000 円（税抜 10,000 円）									

・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。

また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>協会支給ラベル方式</p>	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを見やすい位置に貼付します。            本体に貼付する場合台紙の寸法は 22mm×22mm です            取扱説明書に貼付する場合台紙の寸法は 17mm×17mm です。</p> <div data-bbox="774 627 1053 907" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="778 913 1106 947">図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。            申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>製品本体の見やすい位置に図 2 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="790 1265 1077 1556" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="785 1563 986 1597">図 2 自社表示</p> <p>寸法：A を 100 としたときの比率で表しており、A は 8.0mm 以上です。            色彩：二色又は単色とする。※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。            ※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です</p>

	申請ごとに表 8 の手数料をお支払いください。
--	-------------------------

---

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更